

3 市川市物品購入業者資格要件等設定要領

(目 的)

第1条 この要領は、市川市が発注する物品購入の制限付一般競争入札に係る入札に参加する者に必要な資格要件及び指名競争入札に係る指名業者の選定（以下「資格要件等」という。）に関する事務の取扱いについて定めることを目的とする。

(資格要件等)

第2条 物品購入の制限付一般競争入札に参加する者の資格要件は、原則として次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 本市の入札参加業者適格者名簿の物品に登載されている者（以下「登録者」という。）とする。
 - (2) 前号において、購入物品が本市の「入札参加資格審査申請マニュアル」の「営業種目」の一つに特定される場合は、当該営業種目に登載されている者としてすることができるものとする。
 - (3) 第1号において、購入物品が本市の「入札参加資格審査申請マニュアル」の「営業種目」の複数の該当する場合は、該当する営業種目の全てに登載されている者又は当該営業種目のいずれかに登載されている者（以下、前号に該当する者と合わせて「当該営業種目の登録者」という。）を更に追加することができるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する物品を購入する場合において、特に必要があると認められるときは、登録者の資格要件を除外することができる。
- (1) 特殊な技術又は経験を必要とする物品
 - (2) 遠隔地において購入する物品
 - (3) 災害等において緊急を要する物品
 - (4) 前各号に掲げるほか、登録者以外の者から購入する必要があると認められる物品
- 3 第1項に定めるもののほか、市川市内の中小企業の受注機会確保のため、公正な競争の確保を妨げない範囲において、入札及び契約締結の権限を有する営業所の所在地（以下「地域要件」という。）を資格要件としなければならない。この場合において、公正な競争の確保を妨げない範囲とは、資格要件を満たす者（以下「適格者」という。）の数が第5条で定める基準業者数以上である場合とする。
- 4 第1項及び前項の規定のほか、必要があると認められる場合は、次の資格要件を付することができるものとする。
- (1) 本市又は官公庁若しくは民間企業に対し、当該物品の供給実績を有する者
 - (2) 前号に掲げるほか、購入する物品の特殊性等から特に必要があると認めた資格要件
- 5 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加できないものとする。
- (1) 手形交換所による取引停止処分を受けた日から3年間を経過しない者又は当該物品購入の入札前6ヵ月以内に手形、小切手を不渡りした者
 - (2) 会社更生法（昭和27年法律第172号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
 - (4) 当該物品購入の公告日から入札執行日までの間において、市川市から競争参加資格停止又は競争参加資格除外の措置を受けている者
 - (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国の調

達事案に関し排除要請があり、当該状態が継続している者

(6) 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条各号に規定する中小企業等協同組合にあたるもの（以下「組合」という。）が入札参加申請をした場合における当該組合の理事が所属する他の法人若しくは個人

(7) 入札に参加しようとする者との間に「特定関係にある会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者

（地域要件）

第 3 条 前条第 3 項で定める地域要件は、次の表に掲げる順位で順次適格者の数を加算し、加算した適格者数が第 5 条で定める基準業者数以上となる地域要件及び当該地域要件よりも順位が上位のものを含めた地域要件を付すものとする。ただし、最下位の地域要件を付すこととしても適格者の数が基準業者数に満たないときは、当該制限付一般競争入札において地域要件は付さないものとする。

順位	地域要件
1	市内に本店を有する者（市内業者）
2	市外に本店を有する者のうち入札及び契約締結権限の委任を受けた営業所を市内に有する者（準市内業者）
3	県内に本店を有する者（県内業者）
4	県外に本店を有する者のうち入札及び契約締結権限の委任を受けた営業所を県内に有する者（準県内業者）

（再度の入札等における資格要件）

第 4 条 次の各号に該当する場合は、前 2 条の規定にかかわらず資格要件を決定することができるものとする。

(1) 前 2 条の規定により資格要件を付した制限付一般競争入札において、参加者又は落札者がいないとき

(2) 購入する物品の特殊性等から、前 2 条の規定により資格要件を付した制限付一般競争入札を行うことが、本市にとって明らかに不利である場合

（競争に参加する者の基準業者数）

第 5 条 物品購入の競争入札に参加する者の基準業者数（以下「基準業者数」という。）は、1 件当たりの購入予定額に応じ、次に掲げる数とする。ただし、特別な事情があるときはこの限りではない。

購入予定額	基準業者数
1 5 0 万円を超え 2 千万円以下の場合	5 社以上
2 千万円を超え 5 千万円以下の場合	7 社以上
5 千万円を超える場合	1 0 社以上

（指名業者の選定基準）

第 6 条 指名競争入札における指名業者（以下「指名業者」という。）は、当該営業種目の登録者を公正に選定するものとする。ただし、指名業者数が不足する等特別な事情があるときは営業種目以外の業者を選定することができる。

2 前項に定めるもののほか、原則として次に掲げる事項を勘案して選定するものとする。

(1) 本市における登録者としての継続年数を 1 年以上有する者

- (2)過去2年間において官公庁への供給実績を有する者
- (3)履行能力を有する者
- (4)経営及び信用の状況が良好な者
- (5)過去において不誠実な行為がない者

(指名業者の選定方法)

第7条 指名業者の選定にあたっては第2条で定める資格要件を準用し、基準業者数以上の適格者を選定するものとする。

- 2 選定の順位は、第3条に定める地域要件の順位に従って基準業者数以上となるまで順次選定するものとし、基準業者数以上となった時点における地域要件の順位に該当する適格者はすべて選定するものとする。
- 3 前項に定める選定方法による場合において基準業者数に満たない場合は、本店が県外にある適格者を前項による選定業者に加えるものとする。
- 4 前項の選定方法によっても基準業者数に満たない場合は、第1項の規定にかかわらず適格者だけを選定するものとする。

(資格要件等の決定)

第8条 1件当たりの購入予定額が2千万円を超える物品購入の資格要件等は、市川市物品購入に関する審査会運営要綱第2条の規定に基づき、市川市物品購入に関する審査会が決定するものとする。

- 2 1件当たりの購入予定額が2千万円以下の物品購入の資格要件は、契約課長が決定するものとする。ただし、購入予定額が500万円を超える備品購入費又は一般競争入札による場合は、管財部長が決定するものとする。

(競争参加の停止)

第9条 競争参加の停止基準については、「市川市建設工事等請負業者競争参加資格停止基準」を準用するものとする。

(随意契約への準用)

第10条 この要領は、随意契約による物品購入の業者選定においても準用するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成23年6月1日から施行する。

(市川市物品購入業者選定要領の廃止)

- 2 市川市物品購入業者選定要領（平成16年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年9月1日から施行する。